

第七条 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

名 出 発	名 出 発
<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護保健施設サービス イ・ロ (略)</p> <p>注1～7 (略)</p> <p><u>8</u> <u>介護保健施設サービス費Ⅰ</u>の介護保健施設サービス費Ⅰ及びⅡ、<u>介護保健施設サービス費Ⅱ</u>の介護保健施設サービス費Ⅱ並びに<u>介護保健施設サービス費Ⅲ</u>の介護保健施設サービス費Ⅲについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護老人保健施設については、室料相当額控除として、1日につき26単位を所定単位数から控除する。</p> <p><u>9～14</u> (略)</p> <p><u>15</u> 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者であつて、退所が見込まれる者その居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注14</u>に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。</p>	<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護保健施設サービス イ・ロ (略)</p> <p>注1～7 (略) (新設)</p> <p><u>8～13</u> (略)</p> <p><u>14</u> 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者であつて、退所が見込まれる者その居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注13</u>に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。</p>

<p><u>16～21</u> (略)</p> <p><u>22</u> イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、<u>注10</u>、<u>注11</u>及び<u>注21</u>並びにニからトまで、又からラまで、ヨ、レ及びナからノまでは算定しない。</p> <p>ハ～ケ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 介護医療院サービス</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>注1～8 (略)</p> <p><u>9</u> <u>II型介護医療院サービス費(I)のII型介護医療院サービス費(I)</u>、<u>II型介護医療院サービス費(II)のII型介護医療院サービス費(II)</u>、<u>II型介護医療院サービス費(III)のII型介護医療院サービス費(III)</u>及び<u>II型特別介護医療院サービス費のII型特別介護医療院サービス費(IV)</u>について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護医療院については、<u>室料相当額控除として、1日につき26単位を所定単位数から控除する。</u></p> <p><u>10～12</u> (略)</p> <p><u>13</u> 入所者であつて、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注12</u>を算定している場合は算定しない。</p> <p><u>14～16</u> (略)</p> <p>ト～フ (略)</p>	<p><u>15～20</u> (略)</p> <p><u>21</u> イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、<u>注9</u>、<u>注10</u>及び<u>注20</u>並びにニからトまで、又からラまで、ヨ、レ及びナからノまでは算定しない。</p> <p>ハ～ケ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 介護医療院サービス</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>注1～8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>9～11</u> (略)</p> <p><u>12</u> 入所者であつて、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注11</u>を算定している場合は算定しない。</p> <p><u>13～15</u> (略)</p> <p>ト～フ (略)</p>
---	---